

2006年05月10日（新様式第2版）

2002年10月10日（新様式第1版）

届出番号：13B3X00365000929

器39 医療用鉗子

一般医療機器 歯科技工用鉗子 JMDN70935000

研磨ホルダー

【性能、使用目的、効果又は効能】

片側頭部先端部が、四爪、他方が二爪になっていて、研磨をする際に、補綴物を研磨材で飛ばしたりすることなく、補綴物をしっかり固定出来る形状になっている。補綴物の大小や、熱の発生に余り影響なく研磨作業を早く進めることが出来る。クラスプ、前装冠、ポーセレンの保持に有効である。

【形状、構造及び原理】



【使用上の注意】

- 1 **注意事項の厳守**：器具の正しい使用のために、注意事項を必ず守ること。
- 2 二次加工の禁止：折損等の原因になるので、器具の二次加工(改造)を行わないこと。
- 3 先端部は爪になっているので落下して破損しないように注意すること。
- 4 **保管上の注意**：「もらいさび」を防ぐため、錆びている器具と一緒に保管しないこと。
- 5 **取扱いについて**：器具の寿命を著しく低下させるので、粗雑な取扱いはしないこと。
- 6 先端部は肉厚が無いので、過度の力を加えない事。
- 7 先端部は加熱すると硬度が変わることがあるので充分注意すること。
- 8 以上の使用目的以外では使用しないこと。

【禁忌・禁止】

- * 歯科診療・歯科治療以外には使用しないこと。
- * 使用目的以外には使用しないこと。
- * 劣化や異常が見られた場合は器具の使用を中止すること。
- * 器具の形態変更や改造等はないこと。
- * 器具を落下したり、強い衝撃を与えないこと。

【保守・点検に係る事項】

使用前・使用後の点検：使用前・使用後に、嘴部にキズや腐食等がないか確認すること。これらがある場合は使用を中止すること。
時々、関節部にマシン油を塗布する。

【包装】

紙箱に1個入包装（内包はポリ袋）又はポリ袋かビニール袋に1個入包装

【製造業者又は輸入販売業者の氏名又は名称及び住所等】

製造業者名 (有)木村鉗子製作所
住所 〒131-0033 東京都墨田区向島1-18-9
電話番号 03-3623-1232
ファックス 03-3623-1232
ホームページ <http://www.kimura-kanshi.com/>